

## 令和 8 年度 浜田市地域包括支援センター事業計画

## 1. 基本情報

センター名	浜田市地域包括支援センター						
担当生活圏域	本センター	浜田東、中央、西生活圏域					
	金城サブセンター	金城生活圏域					
	旭サブセンター	旭生活圏域					
	弥栄サブセンター	弥栄生活圏域					
	三隅サブセンター	三隅生活圏域					
圏域の状況 (R7.12.31 現在)		総人口	高齢者数		高齢化率		
	市域	47,498	18,468		38.88%		
	浜田東圏域	5,376	1,944		36.16%		
	浜田中央圏域	19,107	6,726		35.20%		
	浜田西圏域	10,998	4,233		38.49%		
	金城圏域	3,673	1,632		44.43%		
	旭圏域	2,292	1,029		44.90%		
	弥栄圏域	1,027	548		53.36%		
	三隅圏域	5,025	2,356		46.89%		
運営法人	社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会						
職員		総数	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
	主任介護支援専門員	4人	2人	1人	1人		
	社会福祉士等	5人	2人	1人		1人	1人
	保健師等	3人	2人				1人
	その他(介護支援専門員)	2人	2人				

## 2. 地域包括支援センターの方針

地域では一人暮らし、高齢者のみの世帯が増加しており、8050世帯など多問題を内包する世帯が増加している状況下、個別の相談に丁寧に対応し、多方面からの支援につながり解決に導くことができるよう、関係機関や専門職、地域とのネットワークづくりに努める。また、地域包括ケアの実現に向け包括支援センターとしての役割が果たせるよう、常に高齢者の実態把握と地域課題を捉えることを意識し、浜田市との連携を密にしながら全ての高齢者が安心して暮らすことができる地域づくりへの支援とその一役を担うことを目指す。

### 3. 運営体制

公正中立の確保	センター職員は情報共有し、チームであることを心がける。事業所や施設の紹介時には、客観的な情報提供を行い、ケアプラン委託時は偏りがないように努める。
個人情報保護体制	センターが持つ個人情報は、個人情報保護法、介護保険法、及び法人内の規程を遵守し、厳重に取り扱う。
苦情対応	法人内の苦情解決実施要綱に基づき、苦情解決責任者を配置し、誠実かつ速やかに対応する。
時間外、休日体制	業務時間外はセンターの電話を留守番設定にし、緊急時連絡先を案内することで、24時間365日連絡可能な体制を確保する。
利用者への配慮	センター職員は、接遇に留意して相談対応を行い、来所相談者に対して必要時個室対応する。

### 4. 地域包括支援センターの重点取り組み事項

<p>(1)センターの場所や機能、役割の周知方法について、自ら支援を求めることが出来ない高齢者は支援を「待ち」の状態にあり予防的関わりや早期介入が難しく、民生委員等の地域の支援者を通じたアウトリーチの手法を検討するなど一層市民に認知され、安心して気軽に相談できる場所として機能するよう努める。</p> <p>(2)センター連絡会、ケース検討会等の内部協議、研修、情報共有に努め、外部研修等は積極的に受講しセンター職員の資質向上に努める。</p> <p>(3)法人内、生活圏域内、全市それぞれのレベルで支援者が有益な連携を図るため、民生委員や職能団体等の地域の会合の場を積極的に活用し支援ネットワークの広がり、深まりが進むよう努める。</p>
--

### 5. 事業別の具体的な取り組み事項

#### I 地域包括支援センターの機能強化（包括的支援事業）

事業名	計画内容
(1)介護予防ケアマネジメント業務	
	要介護状態となることを予防し、自立した生活ができるよう適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。また利用者本人及びその家族がケアマネジメントにより明らかになった課題と目標を共有できるよう支援する。
介護予防ケアマネジメント業務	要支援認定者及び総合事業対象者の「その人が目指す自立した生活」を個別적으로とらえ、利用者本人が主体的に取り組めるケアプランを作成する。業務委託をしている居宅介護支援事業所についても同様とする。

(2)総合相談支援事業	
包括支援センターが高齢者とその家族及び地域住民にとって身近な相談拠点として高齢者に関する相談に適切に対応するとともに、社会資源の把握、関係機関との連携等ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。	
総合相談	困りごとを抱えた方が相談にたどり着けるよう、一層センターの周知を図るための取り組みを行う。また複合化・複雑化した個別ケースに対し、関係する専門職や機関、状況によっては地域と連携し継続した支援が行われるよう「伴走」を念頭においた支援調整を図る。
地域の高齢者の実態把握業務	専門職の他、民生委員や生活支援コーディネーター等と連携し、高齢者の実態把握に努め、支援に必要な情報を収集することに努める。
(3)権利擁護業務	
高齢者の権利侵害の防止及び早期対応に努め、高齢者が地域で安心して尊厳ある生活を営むことができるよう、権利擁護に係る体制整備に向けた取り組みを行う。	
高齢者虐待への対応	高齢者虐待の疑いがある者にかかる通報窓口、初期対応機関として浜田市と連携し適切な対応を行う。
日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用	認知機能の低下した高齢者が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度等の利用を支援する。
消費者被害の防止	消費生活センターからの情報提供等を活用し、地域の見守りに関する関係者と連携し消費者被害を未然に防止する。
(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	
要介護状態の方であっても「その人なりの望む生活、自立した生活」を実現できるよう、介護支援専門員がケアマネジメントを実践できる環境づくりに努める。また、ケアマネジメントを行う上で、介護保険サービスのみならず、効果的な社会資源の利用ができるよう地域の関係者とのつながりを支援する。	
包括的・継続的ケアマネジメント支援	関係機関と連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的、継続的に支援を行う。
介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員への援助体制として個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の経験等に応じたスキルアップに取り組む。また、居宅部会を開催し各事業所間の情報共有や社会資源についての情報提供を適宜行うとともに、マネジメント業務が円滑となるよう状況把握と環境整備に努める。